

令和7年度 内部統制に関する基本的な考え方及び実践状況について

1. はじめに

学校法人日本工業大学（以下「本法人」という。）は、令和3年2月25日、理事会において、理事の職務執行が法令・寄附行為に適合すること及び業務の適正を確保するための体制の整備に関し、本法人の内部統制に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）を決定し、これを定めました。また、令和7年4月に施行された改正私立学校法に対応すべき事項について、本基本方針を一部見直し、あらためて令和7年3月13日の理事会において改正しております。

本法人は、本基本方針のもと、内部統制の有効性を確保するための最適な整備及び運用に努め、学校法人として、より適正かつ実効性のある体制の構築に努めております。

2. 令和7年度の内部統制に関する基本的な考え方及び実践状況について

本法人は、令和7年度の内部統制に関する基本的な考え方及び実践状況について、自己点検を実施し、以下の通り確認いたしました。

3. 確認の期間等

対象期間：令和7年4月1日～令和8年3月31日

4. 確認の結果

【内部統制に関する基本的な考え方及び実践状況について】

- 本法人の内部統制については、本法人が定めている「内部統制に関する基本方針」の基本条項に則り、一部に課題はみられるものの、概ね適正に機能していることを確認しました。
- 運用面において認識した以下の課題については、改善策等を検討し、実施してまいります。
 - ・情報セキュリティ管理の側面から、発現した事象等を踏まえたリスク管理体制の強化に努めていく
 - ・中学・高等学校の生徒等を守る取り組みとして、「こども性暴力防止法」なども踏まえた安全な教育環境のより一層の整備に努めていく
- 今後とも、内部統制の有効性を確保するための運用及び整備に努めてまいります。

令和8年5月1日
学校法人日本工業大学